

振り込め詐欺救済法への対応について

「振り込め詐欺救済法」（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）が平成20年6月21日より施行されました。この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害資金の返還手続き等について定めた法律です。

当金庫では、下記の担当部署および各本支店において、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたしております。

水沢信用金庫

事務部事務課 0197-23-2500

月曜日～金曜日（金融機関休業日を除きます）

※また、各本支店でもご照会をお受けいたしております。

「預金保険機構」のホームページで今後順次公告されます。

預金保険機構ホームページ

<http://furikomesagi.dic.go.jp/>